

新型コロナウイルス感染症に係る学校再開について

令和2年4月3日
京都府教育委員会

4月1日の国の専門家会議の提言等を踏まえ、文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン（以下「ガイドライン」）」が改訂されました。

これを受け、本府における状況を踏まえ、新学期（4月8日又は9日）から学校教育活動を再開することとし、下記のとおり対応します。

記

1 再開に当たっての府立学校の対応

(1) 感染症対策の徹底

- 感染源を絶つ
毎朝の検温、風邪症状の確認
- 感染経路を絶つ
手洗い・咳エチケットの徹底、通勤ラッシュを避けるための時差登校
- 集団感染のリスクへの対応
3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避ける

(2) 部活動の条件付き実施

- 自校の部員のみによる校内での活動
- 活動時間は2時間以内
- 長時間閉鎖空間に集まるような発表会等は禁止
- 体育館や音楽室等の活動場所の割振り

2 ガイドラインの臨時休業の考え方

(1) 感染者が判明した学校の臨時休業の考え方

- 校内に感染者が確認された場合であっても、その活動の態様や接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等個別の事情をみながら臨時休業すべきか否かを判断する。
(府立学校の児童生徒又は教職員の感染は確認されていない。)

(2) 感染拡大警戒地域における、感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方

- 学校への通学にあたっては、通学に電車等の公共交通機関を利用している場合には、時差通学等の工夫について検討する。
- 学校の臨時休業について、地域全体の活動自粛を強化する一環として合わせて行うことにより、効果が発現されるよう留意する。

3 府内市町（組合）立学校への対応

府教育委員会から市町（組合）教育委員会に対し、国のガイドラインを踏まえ、府立学校の対応も参考に適切に対応するよう依頼する。

4 その他

今後の感染状況等によっては、再度の臨時休業を要請することもある。

担当	総務企画課（本通知及びその他の事項）	075-414-5751
	教職員企画課（教職員のサービス及び健康管理）	075-414-5813
	学校教育課（小中学校に関すること）	075-414-5831
	特別支援教育課（特別支援学校に関すること）	075-414-5834
	高校教育課（高等学校に関すること）	075-414-5846
	保健体育課（児童生徒の健康管理、部活動に関すること）	075-414-5861